

入札監理小委員会
第464回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第464回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年6月28日(水)16:58～18:32

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価(案)の審議

○海洋環境における放射能調査及び総合評価事業(原子力規制庁)

○若年者地域連携事業(厚生労働省)

○養育費相談支援センター事業(厚生労働省)

2. その他

<出席者>

(委員)

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員

(原子力規制庁)

長官官房 放射線防護グループ 監視情報課 放射線環境対策室 山本室長、高須放射線環境対策官、大平解析評価専門官、森田調整一係長

(厚生労働省)

派遣・有期労働対策部 若年者雇用対策室 平岡室長、林室長補佐、和田山室長補佐

(厚生労働省)

雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 度会室長、竹中室長補佐、末次係長、

(事務局)

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第464回入札監理小員会を開催します。

本日は、「海洋環境における放射能調査及び総合評価事業」、「若年者地域連携事業」、「養育費相談支援センター事業」の実施状況及び事業の評価(案)についての審議を行います。

最初に、「海洋環境における放射能調査及び総合評価事業」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。

最初に、実施状況について、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室、山本室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○山本室長 原子力規制庁放射線環境対策室の山本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料1につきまして、ご説明をさせていただきます。「海洋環境における放射能調査及び総合評価事業」でございますが、事業概要に記載しておるとおり、契約期間は昨年度1年間で、受託者は公益財団法人海洋生物環境研究所でございます。

この事業実施に当たりまして、確保すべき質の達成状況につきまして、2ページに概要をまずまとめてございます。この事業におきましては、業務の達成目標として、達成水準の把握を行うため、「事業結果説明に関するアンケート」を実施し、評価項目のAとBの割合が全体の70%以上、また試料の分析について100%実施という指標を立ててございます。これにつきましては、両方とも達成ということでございます。

その他、モニタリングの方法、海水の分析についても、記載している指標を設定しておるところでございますが、いずれについても達成している状況でございます。

それでは、アンケートの確認の状況について、2ページの下段のほうのご説明をさせていただきます。このアンケートにつきましては、この小委員会でご指摘をいただきまして、当該年度の中間結果を取りまとめて関係機関へ説明するというところで行ったものでございます。昨年度は、平成29年1月11日から平成29年2月21日の間に説明を実施してございます。

確認の実施の状況でございますが、3ページの(4)に記載をさせていただいてございます。このアンケートにつきましては、関係機関として、2ページの最終行から3ページの上段のほうに書いてございますが、関係漁業者ということで、関係漁業協同組合連合会、それから、それぞれの魚を採取する漁業協同組合といったところ。また、地方自治体におきましては、記載の県の原子力の安全担当の部署、また水産の担当の部署といったところ。

それから、海上保安庁へ説明を行っておるところでございます。

このアンケートの評価に当たりましては、回収率を80%以上といたしまして、この条件を充足した上で十分な満足度が得られていることを確認するというところで、回答に当たって、A及びBということで、おおむねいいというのをAとBとしてございますが、それぞれ合わせた合計が70%以上ということを確認することにしておりました。

(5)に、アンケートの結果の概要について記載させていただいております。回収率につきましては、83%ということで、依頼先111件のうち回答が92件いただいております。

この回答をいただいている件数につきましては、例えば、地方自治体で、先ほどの同じ県の中で水産の部局と原子力の安全の部局ということで、2カ所お願いをしているところについて、片方から返ってきてないというようなケースがあつたりしますが、いずれも、ある期間、団体をお願いをしたときに、回答については、おおむねどちらからか回答が得られているというような状況になってございます。

アンケートの満足度につきましては、設問を3つ立ててございまして、その取りまとめの結果の説明が十分理解できる説明であったか。また、使用したパンフレットはわかりやすいものであったか。それから、質問に対する回答については満足できる内容であったかというような項目を立てていたところでございますが、その3つともAとBというような評価をいただき、満足度としては100%というようなことになってございます。

4ページをごらんいただければと思いますが、実施に当たりまして、アンケートが任意の郵送回収であるということから、回収率の低下が懸念されたところでございますが、原子力規制庁といたしましては、協力依頼の文書を発出するなどの対応を行った結果、目標の回収率を上回ることができたと考えておるところでございます。

このようなことから、評価といたしましては、回収率及び満足度ともに確保される質として定めた目標を上回ったということでございます。

また、説明を受ける者の放射線モニタリングへの知見が大きく異なる中で高評価を得られたということは、この使用したパンフレットの内容も含め、十分に評価できるのではないかなというようなことで、確保されるべき質は達成しているものと評価できると考えてございます。

また、3.の実施経費の状況でございます。今回、市場化テスト開始前の平成27年度の経費との内訳を含めた比較におきましては、表のとおりとなっており、全体として900

万円程度の削減を実施しているところがございます。この削減の中身につきましては、この業務の効率的な実施において削減をしておる部分がございます。

特にということで、外注費のうち、分析費につきましては、複数ある分析業務のうち、平成27年度におきましては、1者と随意契約を行っていたものを、平成28年度におきましては、分析の対象とする放射性物質の種類を限定して発注内容を分割することによって、競争性を高め、新たに3者と契約を締結することになったといったような工夫をしておるところでございます。こういったようなことで、外注費などが削減されておるところでございます。

一方で、増となっているところにつきましては、船舶の需要増に伴う用船費の増加などですとか、今回保管してる資料を整理する中で、効率化を行うために移送するといった業務が発生をし、通信運搬費が増加しているなどといったような増加もあるところがございます。

それから、4.の競争入札の実施状況というようなことでございます。この平成28年度は、1月8日に入札公告を行い、14日に入札説明会を行ったところでございます。この入札説明会につきましては、当事業を平成28年度に受託した海洋生物環境研究所のほか、2者が参加しておるところでございます。2月5日の提案書の提出につきましては、その3者のうち海洋生物環境研究所からのみ提出があったということで、平成28年度につきましては、同法人と契約を締結するというところになりました。

今回、この競争入札につきましては、入札公告にのみ頼るだけではなく、事前に広く説明会や入札への参加の案内ということを行った結果、入札説明会には複数者の参加があったところがございます。ただ、残念ながら結果といたしまして、用船の確保や現地で行う結果説明というようなことを伴うというような事業の特性から、入札に最終的に参加した者というのは1者のみということとなったところがございます。

全体といたしましては、以上ご説明申し上げたとおり、民間競争入札を導入し、前述のアンケートによって得られた満足度や現地の関係者からのコメントなどから、事業の質といたしましては高い水準を保ちつつ、導入前と同等以上のサービスが提供されており、前年度と比較した結果につきましても、経費の削減という効果も認められておるところでございます。

一方で、1者入札が継続している点につきましては、この事業の遂行に当たって、放射性物質の測定・分析のみならず、それらの結果を用いた解析を行った上で、内容について

広くわかりやすく周知する能力が必要であったというようなことで、特に海産生物の試料や、それを採捕する漁業及び漁法に関する知識といったものをなかなか有している者がいないというようなことが要因であると考えております。

この点につきまして、改善可能な点か否かの検証も含め、今後の事業に当たっては、公共サービス改革法の趣旨に基づきまして、質の向上、コストの削減といったものを図っていくとともに、引き続き検証を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、このことから、この「当該事業の民間競争入札及び事業実施の状況等の検討結果を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、民間競争入札を活用することにつき検討を行う」こととされている「放射能調査事業」につきましても、引き続きこの事業の検討結果として上がった課題を反映し、工夫をしつつ、さらなる改善を図る対応とさせていただきたいと考えておるところでございます。

非常に簡単ではございますが、私のほうからの実施状況の説明については以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 総務省より、評価（案）についてご説明します。資料Aをご確認をお願いします。

事業の概要等につきましては、今、原子力規制庁より説明がありましたので、省略させていただきます。

1点ですが、選定の経緯としては、公益財団法人により1者入札が続いている状況であり、競争性に課題があったということから、平成25年の基本方針により選定されております。

評価について述べさせていただきます。結論から申しますと、競争性の確保という点において課題が認められ、改善が必要だということで、継続を望みたいと思います。

続きまして、2ページ目をご確認をお願いします。対象公共サービスの実施内容に関する評価につきましては、今、原子力規制庁より説明もありましたとおり、質については全て達成しているということと、昨年の秋に実施要項審議時に指摘のありました事業の有効性につきましても、アンケートの分析等をしっかり十分行われているということで評価できるとしております。

また、民間事業者からの改善提案につきましても、民間事業者自身が技能試験を受け、

外注する際に、よりよい入札ができるようにということで努力しているということで、サービスの質の向上に貢献していると思われま

す。続きまして、3ページの実施経費について申し上げます。経費につきましては、平成27年度と比較して1.1%、約900万円の削減となっております。主な削減としては、外注に出しております分析費を一般競争入札にすることにより、経費の削減を図るということで、この点については評価できるものと思われま

す。続きまして、選定の際の課題に対する改善ですが、説明会の参加者は増えたんですけども、結局1者入札ということで、結果としては改善がなされてないと。また、平成29年度、本年度につきましても、1者入札ということが引き続き続いているという状況であります。

4ページ目にまいります。評価のまとめとしては、質等につきましては良好、競争性の確保については改善されてないということになっております。

今後の方針としましては、競争性の確保ということで、良好な実施結果が得られたと評価することは困難であります。1者入札が継続している理由としては、先ほど原子力規制庁より分析の結果が述べられましたが、業務の特殊性が大きいという要因であります、原子力規制庁におきましては、引き続き入札可能な事業者への声かけや新たな事業者の発掘、事業の発注単位等も含めた検討を行い、実施要項のさらなる見直しにより、競争性の確保の改善について努力していただきたいと考えております。

最後の「(7)放射能測定調査事業」につきましては、昨年度の閣議決定別表におきまして、本事業の事業を見据えつつ民間競争入札を活用するということがうたわれておりましたが、本体事業につきましては、良好な結果が得られておりませんので、引き続き原子力規制庁において放射能測定調査事業を行っていただき、本体事業の問題点等を反映しつつ適正な事業の執行を望みたいと思

います。なお、今後、本体事業において良好な結果が得られた場合は、放射能測定事業についても民間競争入札の導入を望みたいと考えております。

以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言を願います。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。お伺いしたいんですが、放射能の分析

は外注しているということで、外注費の分析費に上がっていると思うんですけども、総評のところ、1者応札が継続している点で、分析のみならず、それらの結果を用いた解析をということなんです、その解析というのは外注はしていないということなんですか。

○山本室長 解析の部分については、ご質問のとおり外注はしていません。単に計って、結果をもらうという部分だけ外注しているということです。

○生島専門委員 この試料採取及び分析関係というのは、資料Aの2ページのところに「試料採取及び分析関係」。海水の分析が外注で、試料採取及び分析関係も外注ですか。

○山本室長 採取のときには、この機関の人も立ち会って、一緒に乗ってもらってます。ただ、この用船という形で、船を借りてやっていますので、そういう採取の部分で外注に出している部分もございしますが、基本的に海水をとるときには、この受託した者も乗って行ってございます。

○生島専門委員 なるほど。わかりました。この解析、それから周知の部分に関しては非常に専門性が高いので、これがほかの事業者さんでできるかどうかというところがおそらくポイントになるということだと思うんですけども、その点について、どのような改善策を現在考えていらっしゃるのか、もしあれば教えてください。

○山本室長 この総評のところ、この点について改善可能な点か否かの検証も含めてということで書かせていただいておりますが、この分析を行うというところについては、さまざまな分析機関がございしますので、外注に当たって、なるべく競争が働くようにというようなことは、事業の効率的な執行といった点から、いろいろまだ工夫ができるんだと思うんですが、ご指摘のある海産生物の試料に関しての漁法に関する知見というのは、ちょっと分析をするという技術とはまた別で、世の中でそういった生物に対して詳しい知識を有して、かつ放射能分析についても知っているという人自身が、この日本の中であまりいないものですから、ほんとうにそういう人がいるのかどうかというところについて、可能かどうか否かも含めてということで書かせていただいております。我々としては、なるべくそういった人がほかにいるのかどうかという努力は引き続きしていこうとは考えておるんですが、なかなか難しいなという、そういう認識があるという中で、事業を引き続き改善していきたいと考えておるところでございます。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○辻専門委員 今の部分なんですけれども、海生生物の漁法を知っている人間が1人いて、

もう1人、放射性物質について詳しい人間がもう1人いて、2人でタッグを組んだ場合には補完関係に立つとか、そういうことはないんですか。同一人物が両方の知識を持ってないと、これは適正な執行が難しいんでしょうか。

○山本室長 そこについては、ご指摘のように、両者がタッグを組んで、この業務に入札するということは可能だと考えておりますし、そういった者を阻むような、そういったような要件にはしてはございません。

○辻専門委員 わかりました。引き続き、資料1の4ページ目でございます。経費の中で、外注費の用船費が大体2億9,000万円ぐらい、3億円弱あるんですけども、これは船の大きさとか性能とか、そういうのは何か制限がかかっているんでしょうか。それとも、事業者側で自由に船の規模とか性能とかは選べるんでしょうか。

○山本室長 この業務に携わるときに、どういったところで、どういった試料をとるのかということで、仕様書の中に記載してございますので、近海ともっと先に出るときには、やはり船として擁していなければいけないトン数も異なってきますし、それから、その採泥を行うといったようなときに、その船からそういった採泥器をおろして、きちんとできるような、そういったような設備を船にきちんと備えているかどうかと。そういったようなことから、一定の能力を持った、そういった船でないとなかなか難しいというようなことで、発注者のほうで外注するときには示しておるところでございます。

○辻専門委員 ちなみに、その船というのは、本業では漁業をやって実際に魚をとっているんですけども、そこに便乗させてもらって行うというのは無理なんでしょうか。

○山本室長 今、用船をする際には、船の大きさとして500トンクラスで、採水・採泥器を下げるようなウインチとして500キログラムまで吊り下げられるものというようなことと、それから、採水・採泥器を下ろして海水などを採る時に1,000メートルまで採れるといった船というようなことでありますので、通常の漁船ですと、そういったウインチの使い方をしていない船というのは、必ずしも一般的ではないというふうにご理解いただければと思います。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 2点教えてください。「入札不参加者に対するヒアリング状況及び結果」というのが参考資料にございまして、各自治体行政、水産関係団体及び漁業者との調整を実施することが困難ということが1つの理由として挙げられているんですが、これに対しては、この部分は改善することが困難なのであれば、困難だと評価案に書かれていないと、後々、

例えば終了プロセスに行こうかどうかという判断するとき、ここの部分にトライしてないではないかと言われてしまうような懸念があります。そもそも、ここをやっていただくことが、この事業にとって重要なのであれば、試せる対象ではないというふうに思われているのであれば、そう書かれたほうが、次の段階に行くときに、できることを全部試していますかというところがポイントになるんですが、その部分については、どうお考えになられているのかというところが1点と。また、アンケート等をやっていただいたのは、ありがとうございました。事業の質のところがすごくよくわかったのでいいのと、あと、経費の削減で調達方法を変えることによって3,000万円も減額できるというのは、非常に成果ではないかと思うので、すばらしい出来だと思います。

あと、残りの2点目というのは、放射能測定調査事業についての導入についても、この事業、海洋環境放射能総合評価委託事業の結果を見て判断しますということなんですが、その前提としては、事業が類似であるということかと思うんですが、この海洋環境放射能総合評価委託事業がなかなか業務の特殊性で難しいという同様の懸念が放射能測定調査事業にもあり、それに基づいて導入を比較対象で判断するという理解でいいでしょうか。

以上2点、お願いします。

○山本室長 1点目の入札参加に対するヒアリングで出ている意見について、主査からご指摘がありました点については、十分私ども、今後事業を実施する上で、しっかりと留意をして、そういった点についても、きちんと何らかの解消が図れるのかどうかということも含めて事業を執行する上で工夫を図ってまいりたいと考えてございます。

また、この放射能測定調査事業につきまして、海洋の調査の結果を踏まえて、民間競争入札を活用することについて検討を行うということになっておるところでございますが、こちらにつきまして、分析の業務などが中心になるという、そういった特殊性や、それからこちらにつきましては、原子力艦の放射能調査というようなことで、在日米軍の基地の中で調査を行わなければいけないというようなことで、その調査の実施する者の適正の確保といった困難な点が2点あるような事業でございます。

今回、この海洋の環境放射能総合評価委託事業におきまして、外注の分析などにおいて、競争をより働かせるというようなことでいろいろ工夫をしておるところでございますが、そういった工夫について、さらに、より競争を図っていくというようなことで改善がさらに図られましたら、放射能測定調査事業につきましても、同じように民間の競争入札が活用できるかどうかについて検討を行っていきたいと考えてございます。そういった意味で、

両者とも放射能の分析を行うというような点では、共通性を有してございますので、そういった点については、この海洋の中でしっかりと、さらなる検証を行っていき、その結果も踏まえて、そこでの課題も踏まえつつ、放射能測定調査事業については対応していきたいと考えてございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、「海洋環境における放射能調査及び総合評価」の事業評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 最後の質問にありました入札不参加者のヒアリング状況のところは、何か一言、今のようなことを、今後頑張りますとなど書いてもらったほうがよろしいですか。

○尾花主査 今後頑張れないぐらい大事な事業の部分ならば、この事業の特殊性上、無理なんですよ。つまり、この部分は、実施府省でやるか相手がやるかということで、相手がやるべきことであるのであれば、もうこれ以上改善しようがないかなと思うので、ただ、プロセス上、問題点が指摘されているのに評価（案）に書かれていないと、また次年度に行ったときに、また同じことが出てきそうですよね。

○事務局 はい。では、一言追加して。

○尾花主査 そうすると、これは無理なんだとか、これはできるんだとか、わからないですけど、書かないと、次のプロセスに行けるのに行けないのかが特にネックになるように思ったので、申し上げました。

○事務局 では、その部分については検討の後、委員の先生方にまた後で見ていただくかと思っております。

○尾花主査 それでいいでしょうか。

○山本室長 はい。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

（原子力規制庁退室・厚生労働省入室）

○尾花主査 続きまして、「若年者地域連携事業」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、厚生労働省派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室の平岡室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○平岡室長 厚生労働省の若年者雇用対策室長の平岡です。資料に基づきまして御説明い

たします。

まず、「1 事業の概要」です。「(1) 目的」ですが、若年者を取り巻く雇用環境は、就職氷河期と呼ばれた時期と比べては改善しているものの、なお厳しい状況は続いています。このため、厚生労働省では、文部科学省等の関係省庁と連携して取組を行うとともに、地域による主体的な若年者雇用対策を推進するため、若年者のためのワンストップセンター、通称ジョブカフェにおいて若年者地域連携事業を実施しています。

このセンターは、地域の企業、学校等との幅広い連携・協力の下、若年者の雇用関連サービスをワンストップで提供する施設として都道府県が設置しています。厚生労働省は、若年者地域連携事業をセンターにおいて実施するとともに、都道府県の要請に応じて、センターに公共職業安定所を併設して、職業紹介を行っています。

次に、「(2) 事業内容」です。若年失業者や40歳代前半までの不安定就労者を含むフリーター等の若者を広く対象に、以下に掲げる15の事業のうち、都道府県と都道府県労働局が調整の上、選択したものを労働局が適切と認める民間事業者に対して、若年者地域連携事業を委託して実施しています。

次に、「(3) 受託者の決定経緯」です。平成27年度から、以下の7つの労働局で民間競争入札を実施しました。「若年者地域連携事業民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者から提出された企画書について、外部有識者等で構成する技術審査委員会において審査した結果、いずれも評価基準を満たしていることを確認し、その後、開札を行った結果、いずれも予定価格の範囲内であることを確認し、その上で総合評価を行い、落札者を決定しました。以下のように、東京労働局では、入札参加者数は2者でしたが、それ以外の労働局では1者でした。

次に、「(4) 契約期間」です。平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となっています。

次に、「(5) 事業実施状況評価期間」です。平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間となっています。

次に、「2 確保すべきサービスの質の達成状況及び評価」です。「(1) 確保すべきサービスの質に関する要求水準」ですが、利用者に対してサービス内容に関するアンケートを実施し、「非常に役立った」「役立った」の回答数が80%以上であることとしています。

次に、「(2) 評価」です。「①アンケートの実施結果」は、以下のとおりですが、「非常に役立った」「役立った」と回答した者の割合は、いずれの労働局も80%を上回っていま

した。

次に、「②アンケートの実施状況」は、1つの労働局を除き、8割以上の回答率となっています。

次に、「3 業務の履行状況」です。各労働局の仕様書において、業務ごとに求められる水準を設定しており、その履行状況は、この資料の別紙のとおりとなっています。そのうち、赤字としている一部の項目が未達成となっていますが、それ以外の多くの項目で達成しています。なお、下の表は、センターの支援を受けて就職に結びついた平成27年度、平成28年度の件数となります。

次に、「4 実施経費の状況及び評価」です。「(1) 本事業の落札額」ですが、一番左に3年間分の落札金額が、その右横に、平成27年度、平成28年度、平成29年度の契約額となっています。

次に、「(2) 経費削減効果」です。民間競争入札実施前の平成26年度の契約額と、実施後の平成27年度、平成28年度の契約額を比較して削減効果を検証した結果、7つの労働局平均で、契約額は平成27年度で3.8%、平成28年度で3.6%減少しました。

次に、「5 受託者の創意工夫及び改善実施事項」です。受託者の提案により、関係機関と連携して企業開拓に取り組んだ結果、企業説明会等へ参加した企業数が増加したなどといった改善実施事項がありました。

次に、「6 全体的な評価」です。「(1) 実施状況」ですが、「①法令違反行為等の状況」にあるとおり、実施期間中に受託者が業務改善指示等を受けた、又は業務に係る法令違反行為等をした事実はありませんでした。

次に、「②外部有識者による評価」ですが、財源を拠出する使用者の代表が参加する雇用保険二事業懇談会において、本事業についても厳格な目標管理及び評価が行われています。

次に、「③入札状況」ですが、入札に当たり、入札実施要項について労働局のホームページへの掲載、過去の入札説明会参加事業者に対する声かけなど、幅広く周知を図るとともに、グループでの参加を可能とするなど、入札参加資格の緩和、新規参入事業者が不利とされない評価ウエートの設定、公告期間の延長・前倒し、過去の契約実績・企画書の配付等、入札に参加しやすい環境の整備に努めましたが、入札参加者数は、結果的に民間競争入札実施前の平成26年度と比較して、7つの労働局平均で14.3%減少しました。

次に、「④対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標達成状況」ですが、2の(2)で御説明したとおり、いずれの労働局も達成いたしました。

次に、「⑤経費削減状況」ですが、4の(2)でご説明したとおり、民間競争入札の実施前後で契約額が減少しました。

次に、「(2) 全体評価」ですが、(1) ④で御説明したとおり、サービスの質に関しては、受託者は高い評価を得るなど、委託事業を円滑に実施していましたが、受託者の決定に際しては、事業内容が細分化され、広域かつ多岐にわたること等を理由として、競争性の確保は十分とは言えない結果となりました。

最後に、「7 今後の事業」ですが、6(1) ③で御説明したとおり、入札参加者数の増加に向けて可能な限りの取組を実施しましたが、結果的に入札参加者数の改善は見られませんでした。

一方、本事業は、本年6月6日に開催された厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)の対象となり、レビューの結果も踏まえ、抜本的な見直しを行う予定です。具体的には、平成30年度以降、都道府県ごとに教育委員会等の関係者、外部有識者等で構成される協議会を労働局主導で設置し、協議会において毎年度、本事業の実施内容の決定や目標管理を行うスキームを創設するとともに、事業内容を大括り化することで、より都道府県の強み・特色を活かし、より効率的かつ効果的に実施することを検討しています。

大括り化については、これまで15の事業内容を細かく提示していたものを、「都道府県の強み・特色を活かした事業」「地方創生に資する人材確保に係る事業」等、事業の趣旨ごとに再編し、こうした見直しは、受託者の事業実施の自由度を上げ、1者応札の改善にもつながると考えています。こうしたことから、平成30年度から32年度までの次期においても、引き続き民間競争入札を実施することにより、更なる競争性の確保に努めたいと考えています。

私からの御説明は以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 事務局より説明させていただきます。お手元の資料Bを御覧ください。

1枚目の事業の概要につきましては、厚生労働省の説明と重複しますので、省略させていただきます。本事業においては、東京都以外、1者応札でございました。

続きまして、IIの評価について、御説明させていただきます。結論から申し上げますと、市場化テストを継続することが適当であると考えております。競争性の確保という点において課題が認められ、改善が必要であります。

検討事項につき説明してまいります。3ページ目以降の対象公共サービスの実施内容に関する評価について説明いたします。確保されるべき水準のうち、アンケートについては、全ての事業において達成されております。提案された事業目標については、おおむね達成されております。なお、一部未達ではありましたが、雇用失業情勢の改善が原因であります。

民間事業者からの改善提案につきましては、厚生労働省の説明と重複しますので、省略させていただきます。

以上が質の評価になります。

(3) 番目の実施経費についてですが、市場化テスト実施前の平成26年度と比較して、7都道府県労働局平均で、平成27年度は3.8%、平成28年度は3.6%減少しています。

続きまして、(4) 番目の評価のまとめと(5) 番目の今後の方針について、まとめて説明させていただきます。実施経費は、市場化テスト実施前に比べ、3.8%及び3.6%減少しております。

民間事業者の改善提案により、企業説明会、企業見学会及びセミナーへの参加者が増加し、就職支援の利用者が増加するなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

また、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、先ほど説明したとおりです。

本事業の市場化テストは1期目であり、東京都以外で1者応札でありましたので、競争性の確保という点において課題が認められます。したがって、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言を願います。

○浅羽副主査 御説明、どうもありがとうございます。1点、新しいというか、事業の抜本的な見直しを行うということと、あと、受託者の事業実施の自由度の関係について質問をさせていただきたいと思います。

本日いただきました資料の中で、若年者地域連携事業の概要という1枚紙の真ん中の受

託団体というところを拝見させていただいているんですが、今までのもの、御説明もいただきましたとおり、今までいろいろとやっている中で、ここの文章ですと、労働局さんが都道府県と調整の上で選択したものを受託団体が実施というふうに読めるんですけども、先ほど室長からは、一方、こうした見直しで受託者が事業実施の自由度が上がるというようなお話をいただいたんですけども、これは受託団体がこれを受託した後で、何か自分たちでまた、これはできないとか、これはやらないとか、これをやるとか、そういうようなことはできるのか。それとも、入札の段階において、これは積極的にやれるけど、これはとか、何かそんなようなことを入れる余地があるようになるということによろしいのでしょうか。すみません、ちょっとそこがよく理解できませんで、説明いただければ幸いです。

○平岡室長 説明が悪くて申し訳ありません。

○浅羽副主査 いえ、とんでもございません。

○平岡室長 それで、実は今日、参考資料というのを一番最後に配らせていただいてまして、その一番最後の6ページというところに、平成30年度に向けたこの事業の見直しの方向性というものをお示ししております。先ほど副主査が見ていただいたのは、これまでの事業の内容が分かるような資料となっております。見直し後については、このオレンジ色の記載の部分になっています。ですので、事業スキームとしても、今まで都道府県と労働局のみが調整していたものについて、協議会をつくって、事業内容や目標、あとは左下のところにありますが、実施した後の評価についても、この協議会を使うようなかたちにしてはどうかというものでございます。

あと、多分、特に御質問の一番関連が強い部分だと思うんですけども、事業内容が右下のところにあると思うんですけども、今まで、まさに左のところにあるように、①から⑮まで結構幅広く事業内容を、厚生労働省本省が要項の中で示していたんですけども、これについては、もう少し都道府県の強み・特色を活かしたようなものになるように、大括り化したいと思っておりまして、ですので、こういった大括り化をする中で、その自由度を高めていってはどうかというもので、先生の御質問に対しては、例えば、受託を決定した後とか、入札の段階で受託者が事業内容を、「これはできない」とか言うことは、ちょっとさすがにできないのかなと思っています。7局においても区々で、この15の事業を幅広くやっていた局もあれば、かなり重点化して取組をやっていた局もあるんですけども、オレンジ色で示したように大括り化をして自由度を高めるような形にしてはどうかと

いうふうを考えています。

あと、この資料に書いてなくて恐縮なんですけれども、我々としては、あと総務省の御意見も、今後も市場化テストを続行するというで考えているんですけども、特にこの7局については、協議会の中で受託者・応札者が増えるようなことも念頭に置きつつ事業内容も決定していただくようなかたちにしてはどうかと考えています。具体的には、今後、実施要項について、またこの委員会で御議論いただくとおもうんですけども、そういったところでも案をお示しして、非常に有益な御意見をいただき検討していきたいと思っています。

以上です。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。

○尾花主査 はい。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。お伺いしたいんですが、こちらの括弧の契約状況等の推移のところ、東京都の部分なんですけれども、入札不参加に対するヒアリングのところ、実績場所が限定されており、過去の実績等からも受託は難しいと判断したためということなんです、実施場所というのは、どこに限定されていたんでしょうか。

○林室長補佐 回答させていただきます。この東京都の実施の場所なんですけれども、特段こちらの要項の中で細かく指定をしているものではないんですけども、東京都広く全般にやっていただくということになっておりますので、そういった点が難しいと感じられた業者があったのではないかとこのように推察しております。

○生島専門委員 限定はしてないということ。

○林室長補佐 厳密に、どことどこでやってくださいということまでは限定はしてないんですけども、当然、県全域でやっていただくことを想定して組んでいる事業なものですから、そういった意味で特定の地域でしかできないといったような業者ですと入れないということがないように聞いております。

○生島専門委員 なるほど。過去の実績等からも受託は難しいと判断したということなんですけれども、これは具体的にはどういうことなのかお伺いなさっているのでしょうか。

○林室長補佐 大変恐縮ですが、具体的に何が難しくてという個別のところまでは聞き取れていない状況でございます。

○生島専門委員 なるほど。競争性の改善ということなので、ここにすごくヒントがある

のかなと思って、もう少し詳しくお伺いしてもいいのかなと思いました。

○林室長補佐 承知しました。この点について、東京労働局にも、もう少し細かく事情を確認させていただいて、今後の要項に反映させていきたいと考えております。

○生島専門委員 ごめんなさい。関連して、ちょっと1点、これはうがっているかもしれないんですが、競争参加資格が、平成27年度から変更にはなっているんですけども、平成26年度まで、東京都からの推薦を受けていることというのが入っていて、東京しごと財団さんがずっととっているというところが何となく、これを見ると、私もちょっとここは何か入れないかなという感じをしてしまうんですけども、ほかのところは参加資格に制限がないところもたくさんあり、それから、A・B・Cというのが、最近はほとんどA・B・Cで統一をされたのかなと思うんですけども、もし同じような事業で、各地域でこのほかのところでも地域ごとに、ほかの部分でも何かちょっと制限にばらつきがあるようなところが障壁になっていないか、ごらんいただいたらいいのかなというところと、逆に青森のほうでは、入札参加資格Dだったのでだめでしたということだったんですが、やはりDだとだめなんでしょうか。

○林室長補佐 A・B又はCの等級という資格を設けておりまして、残念ながら参加できないことになっております。

○生島専門委員 Dだといけない必然性があるということですね。

○林室長補佐 その必然性については、もう少し実態を吟味して考えていきたいと思えます。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 ほかに。

ありがとうございます。1点、この資料を拝見してお伺いしたかったのは、経費の削減の部分で削減されたという分析結果をされていて、それは問題はないと思うんですが、対象とする若者の減少との関係で、この事業が効果的に行われているのかというような発想の分析はされているのでしょうか。平成16年から比較いたしますと、若者の人数自体が、もう300万人ぐらい減ってきていて、ということは、どんどん対象の若者が少なくなる傾向である場合に、この事業は対象の若者がより難しくなっていくから、予算規模としては労働人口の減少にしたがって、すぐ減るというものではないという見方をされているのか、それとも対象とする若者の規模が少なくなってくれば徐々に減ってくるものという見方をされているのでしょうか。

○林室長補佐 お答え申し上げます。今、委員に御指摘いただきましたとおり、若者の数が減っているという事実がございまして、この点は、この事業の中で、利用者数ですとか、就職者数といった目標を持って事業をやっているところですが、こういった数値に反映をさせまして、事業のアウトラインをつくっているところでございます。

これは量的な側面になりますが、質的な側面として、現場からヒアリングする限りで申し上げますと、やはり今、委員がおっしゃったように、若者の数が減って、かつ内定の状況もいいなど、雇用・失業情勢がいい状況の中でも、就職に困難を抱える方というのは一定程度ございまして、雇用・失業情勢がいい分、やはり抱える課題も多い方も相対的に増えているということは聞いてございます。ですので、そういった支援にかかるコストと、全体の人数、こういったものを踏まえて予算の規模というものを考えている状況でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、「若年者地域連携事業」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室・厚生労働省入室)

○尾花主査 続きまして、「養育費相談支援センター事業」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、厚生労働省雇用均等・児童家族局家庭福祉課母子家庭等自立支援室の度会室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○度会室長 厚生労働省の度会と申します。よろしくお願いたします。それでは、養育費相談支援センター事業の実施状況について、ご説明いたします。

まず、事業の概要になりますが、事業の内容につきましては、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に対応する人材養成のための研修等を行い、母子家庭等、これは父子家庭も含まれますが、自立の支援を図るという内容になっておりまして、具体的な事業内容として、1つ目、①ですけれども、養育費相談支援事業。これは、母子家庭等からの養育費等に関する電話や電子メールなどによる相談の実施、それから、次に

「イ」として、母子家庭等就業・自立支援センター。これは、地方自治体の都道府県指定都市中核市に111カ所、現在設置されておりますが、そこで受け付けられた養育費等に関する相談に対し、なかなか地方で回答が難しいような事例に対して、電話等による相談支援を行う。それから、就業・自立支援センターで行う面会交流支援事業に対する支援の実施。この面会交流支援事業につきましては、面会交流の取り決めがあつて、両親、父と母が面会交流を行うことに同意していますが、離婚という問題があつて、2人だけではなかなかできないといった場合に支援を行う事業。現在、8自治体で行っております。

次に、研修事業として、就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員等、これらに対する研修の実施。それから情報提供事業として、ホームページ等による養育費の取り決めの方法に関する情報提供等の実施。それから、この養育費・面会交流相談支援センターの運営委員会、そして、もう1つが養育費確保に関する制度問題研究の実施という項目になっております。

事業の実施期間は、平成27年4月1日～平成30年3月31日。受託事業者は、公益社団法人家庭問題情報センターになっております。

受託事業者決定の経緯につきましては、こちらに書いてありますように、平成26年12月に入札参加者が1者で提出されました企画書について、厚生労働省で審査した結果、評価基準を満たしていたということ。また、入札価格が予定価格の範囲内であったことから、上記の者を決定しております。

次のページ、2ページに移りますけれども、確保されるべき質の達成状況及び評価については、入札実施要項におきまして、研修会、地方自治体が実施する研修への講師派遣について、参加者のアンケートをとることになっておりまして、その調査結果において80%以上が肯定的評価であることを求めております。

その結果が、1-2の利用者アンケートの結果になっておりますが、それぞれ評価実績として、平成27年度と平成28年度、パーセンテージで示しておりますが、求めた80%以上というのを達成しております。

それから、2ページの下の方の2-1ですが、相談支援において、苦情件数の総相談件数に占める割合が年1%以下であることとなっておりますが、平成27年度は2件ほど、家庭問題情報センターの対応に関しての苦情申出があつたと。それから、平成28年度においては苦情はなかったということで、これも達成しております。

次に、(2)の業務の履行状況ですが、「ア」の養育費相談支援事業につきましては、平

成28年度6,592件で、前年度と比較して減少していますが、市場化テスト前の平成26年度と比較すると、そこは伸びているという形で高水準を維持しているという形になります。

それから、次の地方自治体から受け付けられた養育費に関する相談の状況ですが、平成28年度253件で、前年度とほぼ同数であったこと。

それから、面会交流に関する支援の実施につきましては、北九州市の面会交流支援事業の開始に当たりまして、シンポジストの派遣が行われております。

次に、研修事業の状況ですけれども、下のほうにあります、(ア)平成28年度、全国母子・父子自立支援研修会・養育費相談に関する研修会では、前年度を上回って参加者が参加している。

4ページに移りますけれども、養育費専門相談員研修会につきましては、平成27年度と平成28年度を比較しますと、2名ほどですけれども、増加しています。

それから、地域研修会につきましては、8回行うことになっておりまして、その数でいきますと、受講者数は251人から266人に伸びている。

また、地方自治体が実施する養育費相談支援に関する研修への講師派遣につきましては、2,310人から2,400人になっておりますが、年間90件程度予定しておりますけれども、平成28年度は86回になっておりますが、これにつきましては、自治体での弁護士相談等による相談体制が充実してきたことが背景にあると考えられておりますので、妥当な数字ではないかと考えられます。

「ウ」の情報提供事業ですけれども、こちらにつきましては、ニューズレターという情報誌と年2回発行するもの、あるいはパンフレット等をPDF形式で公開しておりまして、平成28年度のホームページのアクセス数は、28,810件で、前年度と比べ4,530件と大幅に増加している。この4,530件の大幅に増加した原因につきましては、法務省が作成しました養育費・面会交流の合意書作成の手引き、こちらのほうで養育費相談支援センターも紹介されております。そのほかに、リーフレットの作成などが行われております。

5ページに移りますが、東京都、大阪府においては、養育費・面会交流に関するセミナー、これは一般の方も対象にしたセミナーが行われております。

5ページで、「エ」の養育費・面会交流相談支援センター事業運営委員会。これは、年2回ほど実施しておりまして、養育費相談支援センターの運営方針、事業の実施状況を確認

しております。

少し飛びますが、7ページの真ん中、「オ」ですけれども、養育費確保に関する制度問題研究の実施につきましては、研究会が2回行われておりまして、センターに寄せられた子ども本人からのメールをもとに研究等に、また2回目の研究会では、センター発足後10年間の相談について、養育費相談支援センター事業が平成19年から始まっておりまして、その10年間の実情をもとに今後の問題意識を研究討議しております。

7ページの3の改善提案による改善実施事項ですけれども、まず、研修業務におきまして、支援員がみずから考え、参加する研修が望ましいとの意見を受けまして、地域研修会ですけれども、この方法について、午前を講義形式、午後から班別検討の時間として、ロールプレイのカリキュラムという形態に改善しています。

それから、講義や班別検討の内容につきましては、養育費に関する事項と面会交流に関する事項の二本柱をとっております。これらについては、おおむね「良かった」と、「まあまあ良かった」という評価が90%を超えているという状況になっております。

それから、平成28年度の全国研修会においては、班別検討の場が確保されていなかったために、模擬調停を行って、調停の進行と説明を要する課題を解説しております。

次に8ページに移りますが、広報業務につきましては、特に「なお」書きの部分になりますけれども、セミナーの実施につきましては、申し込みにおける電話やファクスの受付方法を見直して、これをメールやホームページから申し込みができるように工夫を行っております。

次に4の「実施経費の状況及び評価」につきましては、市場化テスト導入前と導入後と比較すると、合計では1%の削減効果があったこととなります。

5の「評価のまとめ」になりますが、(1)のサービスの質についてですけれども、講師の派遣等におきまして、本事業の実施に当たり確保されるサービスの質として設定された要求水準は達成していること。また、業務の履行状況についても入札実施要項に示す実施基準を満たしていることになっております。

また、業務の履行状況につきましては、受託事業者からの改善提案による改善の実施や創意工夫につきましては、先ほど上記3で説明したとおりになっております。

次に、実施経費の削減については、上記4のとおり、市場化テスト導入前に比べ実施経費は微減しております。

最後の9ページになりますが、今後の事業についてですが、まず(1)の「今後の競争

性確保のための検討」になりますけれども、市場化テストの対象となる前の平成26年度まで1者応札が継続しておりまして、この落札者の変動がないということから、入札実施要項の見直しや複数年契約などの入札要件の緩和を実施しましたが、平成27年度～平成29年度の今回の契約におきましても、受託事業者以外の応札者はなく、1者応札になっております。

なお、平成26年度には、説明会に2者参加されましたが、1者に確認をとりましたけれども、なぜ入札しなかったかという理由は明らかになっておりません。

今後の本事業のあり方についてですが、平成28年度末の事業の実施状況については、我々としては良好と評価しておりますが、競争性の確保については、上記のとおり、1者入札になりましたので、改善を要することから、次期の事業実施においても、引き続き市場化テストによる民間競争入札をお願いしたいと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 では、総務省より評価についてご説明いたします。資料Cをごらんください。

事業の概要については、今、実施府省の方からご説明がありましたので、割愛させていただきます。

なお、選定の経緯ですが、こちらは、先ほどからの説明と重複するところがございますが、平成19年度から単年度発注で、政府系公益法人家庭問題情報センターが1者応札で継続受注しておりまして、競争性に課題がございましたことから、厚生労働省に平成24年に自主選定フォローアップを行った上で、平成26年の基本方針において選定したというのが経緯になります。

評価ですが、結論としては、こちらは総務省としては市場化テストを継続することが適当であると考えております。こちらは、先ほどからご指摘がありましたとおり、競争性の確保について課題が認められて、1者応札が継続しているということが改善しませんので、総合的に勘案した結果、改善が必要であると考えております。

検討についてです。評価方法についてですが、2ページをごらんください。対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、こちらは実施府省の方からも説明があったとおりで、確保されるべき質の達成状況については、全て適切に履行されているということで、

総務省も評価しております。

また、民間事業者からの改善提案については、こちらは説明があったので割愛させていただきます。

競争性確保が困難な原因の1つに、事業の1つに、ほかの事業より専門性が高いと思われます養育費確保に関する制度問題研究の実施を行うことが要件となっていることが挙げられます。こちらは、平成26年の第337回の入札監理小委員会でも複数の先生から同様の指摘がありました。この点については、平成26年、3年前ですが、市場化テストの1期目において、再び1者応札だった場合は、次回の検討課題とされているところです。

3ページ目に移っていただいて、実施経費についてですが、従前経費と比較して1%、年平均50万円削減しているところです。

評価のまとめですが、実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、各研修会の内容については、参加者のアンケート調査で、「良かった」等が9割以上だった点は評価することができると考えております。

一方、1者応札が継続している点については、競争性の確保において課題が認められます。困難な原因の1つには、先ほども申し上げたとおり、事業の1つとして、他の事業よりもさらに専門性が高い養育費確保に関する制度問題研究の実施を行うことが要件となっていることなどが挙げられますが、この点は次期実施要項の検討課題であると考えております。

今後の方針ですが、以上のとおりで、競争性の確保においては依然として課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であるとは考えています。そのため、次期事業においては、上記の課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えています。

総務省は以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。○辻専門委員 ご説明ありがとうございました。資料3の7ページ目でございます。7ページ目の「オ」ですね。先ほど来ご説明いただきました、この「制度問題研究の実施」とございますけれども、いろいろ「センターに寄せられた子供本人からのメールを紹介し、研究討議した」とか、それから、「セン

ター発足後10年間の相談の実情を基に、研究討議した」等々記載がございますけれども、この詳細な内容、実際の研究討議の内容とかは何か文書化されているとか、それから、それが公表されているといった事情はあるのでしょうか。

○竹中室長補佐 平成28年度の委託調査の中でやったものですので、議事録のようなものは、特に公表などはしてはおりません。事業実施をした中で、厚生労働省に報告、こういったものをやりましたという報告は来ておりますけれども、ここに書かせていただいたような範囲内で、こちらも承知してございます。

○辻専門委員 おそらく、この制度問題研究というのが事業の1つのメニューに入っている以上は、多分重要なお仕事だと認識なさっているのだと思いますけれども、今後これは、実は僕もちょっと中を見てみたいなと思ったんですけれども、公表なさる予定とかはないのでしょうか。

○竹中室長補佐 今年度中に報告書がまとまります。それについては公表する予定になっておりますので、それを是非ご覧いただければと思います。

○辻専門委員 ちなみに、この制度問題研究、今回のこの事業のメニューに含める必然性というのはどういうのがあるのでしょうか。つまり、この部分だけ切り出して、例えば、まさに今受託なさっている業者さんは、特に専門家の集団であられるようなので、その方も含めて、また別途競争入札して入っていただくという選択肢はないのでしょうか。

○度会室長 この養育費相談支援センターに寄せられている相談とか、いろいろな意見を確認しながら、そこで、いわゆる研究という形をしていただきたいというのは目的でありまして、また、この事業と離してしまうと、ここでやった事業でデータが蓄積されていますので、それをまた別のところがそのデータを使ってやるということにもなりますので、ちょっと切り離しは難しいのかなという気はしております。

○辻専門委員 一旦結構です。

○尾花主査 はい。

ご説明いただき、ありがとうございました。事業の評価(案)の4ページ目なんですけど、リーフレットの作成で、パンフレット15万部ということを地方自治体に配付したと記載されているんですけど、これは、配付したということをもってして、この事業の目的である母子家庭の自立の支援を図ることにつながるという評価でよろしいのでしょうか。と申しますのも、養育費相談支援センター事業の参考資料を見ると、相談延べ件数等の数字が、例えばFPIC様のほうでは7,774件で、自立センターのほうで4,190件、合わせて

1万件ぐらいなのに、この15万部を刷って、そのまま配ったということで、これがうまく母子家庭の方、父子家庭の方に行き渡っているんだろうかみたいな評価というのはしなくてもいいんでしょうか。

○度会室長 ここに挙げさせていただいたのは、養育費相談支援センターと母子家庭等就業・自立支援センターの2カ所の相談件数になっておりますが、母子・父子自立支援員が1,700名ぐらいは都道府県、市町村等に配置されておりますけれども、そこでも相談を受け付けております。養育費に関する相談件数が何件か、手元に数字がありませんけれども、母子・父子自立支援員が受けている相談件数は70万件以上相談を受けております。そして、このパンフレット15万部としてありますけれども、大体年間の離婚件数が、未成年の子どもを有する方ですと、11万件ぐらいだったと思います。ちょっと今、確認しますけれども、そういった中で……。

○竹中室長補佐 13万件。

○度会室長 13万件ですね。そうすると、離婚された方にこういったパンフレットを渡すことは非常に有意義なことであると思っております。

○尾花主査 そうすると、これは地方自治体が、離婚される方を捕捉された場合には配っているということですね。

○度会室長 そういう形になります。

○尾花主査 わかりました。

○竹中室長補佐 一応、現物はこれなんですけれども、おっしゃったように、どこまでこれが、ほんとうにひとり親家庭に行き届いたかどうか、そこまでとりきれておりませんが、我々としては、基本的には福祉の窓口にも置きますし、実際、離婚届を取りに来る窓口これを置いていただいて、そのときにお渡しすることもお願いしております。また、ひとり親関係の団体にも配付をして、そういったところに相談に来た場合には、これをお渡しするというのもしておりますので、かなり行き渡っているのではないかとすることは考えられます。

○尾花主査 わかりました。そうすると、この自治体に配付したということよりも、自治体等に母子家庭への配付を委託し、配付したということになるんですね。

そうすると、非常にこの情報提供がうまくいっていると評価されているということが理解できました。ありがとうございます。かつ、ホームページのアクセス数も増えているということなので、情報提供事業がうまくできているのではないかと思います。

それで、この事業について、どのようにお考えになっているのかというところを伺いたいのですが、通称、F P I Cと呼ばれる団体は、家庭裁判所の養育費決定プロセスもしくは面会交流等の実務について知り得る情報に非常に近い方々がおられる場所だと、近い方々で構成されている団体だと思っていて、その団体だからこそできる業務であることが理由で、このように1者応札が続いていると思っておられるのか。そのあたりのことをお知らせいただけますでしょうか。

○度会室長 家庭問題情報センター、通称F P I Cと言っておりますけれども、ここは、元家庭裁判所の調査官だった人たちが多くいらっしゃる場所です。ただ、確かにそういった部分でいけば専門的な業務をこれまで行ってこられたんですけれども、例えば、F P I C以外ではだめかと言われると、そこは、今いろいろな団体も育ってきておりますので、単独では難しいかもしれませんが、グループで協力を得ながら行うことは可能ではないかと思っております。前回のときも、そこは可能な形で入札公告を示しているわけですが、結果としては1者となってしまったということです。

○尾花主査 わかりました。相談のときに家庭裁判所に行くと幾らぐらいで認めますよとか、幾らぐらいで話がまとまりやすいですよというような内容が、この研修サポート事業の内容になるということではない……。

○度会室長 ではないです。どちらかという、もう根本的な話——根本的というか、養育費の取り決めをしっかりとしていなければいけない。何が問題になるか、今は面会交流の話も一緒になりますので、そういったことと、本来は離婚する父と母が取り決めなければなりませんけれども、それができないときは、家庭裁判所の調停なり、それから別にADRという方法もあるとか、そういったことを相談を受けた場合に教えていくことになっておりますので、こうしたら何日間で調停が終わりますとか、そういったことはなかなか言えないと思っております。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、「養育費相談支援センター事業」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室)

— 了 —